

# いばらきフードロス削減取組宣言制度実施要項

茨城県県民生活環境部環境政策課

## (目的)

第1条 本来食べられるのに廃棄されてしまう食品（以下「フードロス」という。）の削減に向け、食料供給県である茨城県において、食品業界全体が積極的に取り組んでいる姿勢を広く発信することで、フードロス削減に対する意識を高め、機運を醸成し、取組の一層の促進を図ることを目的として、本要項により、食品関連事業者・団体による自らのフードロス削減の取組を「いばらきフードロス削減取組宣言」（以下「取組宣言」という。）として登録する。

## (パートナーの定義及び要件)

第2条 取組宣言を登録した者を「いばらきフードロス削減パートナー」（以下「パートナー」という。）とする。

2 パートナーは、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 茨城県内に事業所を有する食品製造業、食品卸売業、食品小売業、宿泊業及び飲食業のいずれかを営む事業者又はこれらで構成される団体（以下「事業者等」という。）であること。

(2) 次の事項の全てに該当しない者であること。

ア 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者と関係を有する者

イ 法令又は公序良俗に反する行為を行う者

ウ 茨城県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(3) 次の全ての取組を行うこと。

ア フードロス削減の取組を一つ以上実施すること。

イ アの取組を文章にまとめ、自らの事業所又はホームページ等（以下「事業所等」という。）に掲示すること。

## (パートナーに求められる事項)

第3条 パートナーは、前条第 2 項第 3 号アの取組を積極的に実践し、フードロスの削減に努めるものとする。

2 パートナーは、宣言書及び県から交付されたその他の広報資材（以下「宣言書等」という。）を事業所等に掲示し、来所者等に対して取組内容を積極的に PR し、周知を図るものとする。

3 パートナーは、県が実施するフードロス削減を目的とする取組への協力に努めるものとする。

## (登録手続)

第4条 取組宣言の登録を希望する事業者等（以下「申請者」という。）は、「いばらきフードロス削減取組宣言登録申請書」（様式第 1 号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、申請内容を確認の上、宣言を登録し、パートナーに宣言書等を送付する。  
なお、パートナーは登録に際し、登録情報について、県がホームページ等で公表し、フードロス削減関連事業で活用することに、あらかじめ承諾するものとする。

(ロゴマーク)

第5条 パートナーは、県が別途定めるロゴマークをフードロス削減の取組に使用することができる。

- 2 ロゴマークの使用に当たっては、県が別途定める要領を遵守するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 パートナーは、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「いばらきフードロス取組宣言登録変更届」(様式第2号)を県に提出するものとする。

- 2 県は、提出された変更内容を確認の上、必要に応じ、県ホームページ等の掲載情報を修正するものとする。

(登録の解消)

第7条 パートナーは、第2条第2項各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は事業の廃止等の理由により登録を解消する場合は、速やかに「いばらきフードロス取組宣言登録解消届」(様式第3号)(以下「解消届」という。)を県に提出するとともに、宣言書等の掲示を取りやめるものとする。

- 2 県は、解消届の内容を確認の上、県ホームページ等の掲載情報を削除するものとする。

(登録の抹消)

第8条 県は、パートナーがこの要項に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなどしてパートナーとして適当でないと判断した場合は、宣言の登録を抹消できるものとする。

- 2 県は、前項により宣言の登録を抹消する場合は、県ホームページ等の掲載情報を削除したことをもって、宣言の登録を抹消したものとみなす。  
3 宣言の登録を抹消された事業者等は、遅滞なく宣言書等の掲示を取りやめるものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

付 則

この要項は、令和7年6月30日から施行する。

# いばらきフードロス削減取組宣言登録申請書

茨城県知事 殿

申請者 事業者等名称

代表者名

いばらきフードロス削減取組宣言制度実施要項第4条に基づき、次のとおり宣言の登録を申請します。

また、同要項第2条の要件を満たすことを誓約します。

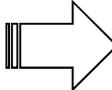
申請日 年 月 日

## 1 事業者等の情報

ふりがな 名称		
所在地	〒 ー	
事業者等区分	<input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品卸売業 <input type="checkbox"/> 食品小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 食品関連団体 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※いずれかをチェックしてください。	
ホームページ アドレス		
事業所数	※宣言内容を実践する事業所数を記載してください。 ※事業所数が複数ある場合は、別紙1事業所一覧表を添付してください。	
担当者連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

※担当者氏名及びE-mailを除き、県ホームページに掲載いたします。

## 2 宣言方法 ※(1)及び(2)のうち希望する項目の□内をチェックしてください。

(1)		宣言内容添付様式 (※いずれかの□内をチェックしてください)
<input type="checkbox"/> 宣言書形式		<input type="checkbox"/> 県様式(別紙2) <input type="checkbox"/> 任意様式
(2)	<input type="checkbox"/> 自社ホームページへのリンク： 該当ページURL ( )	

## 3 ステッカーの受領希望 ※いずれかをチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 希望する ( 枚) <input type="checkbox"/> 希望しない
※上記1の事業所数以下の枚数としてください。

## 4 飲食業、宿泊業(水戸市所在事業者においては食品小売業を含む)の皆様への確認事項

※同意する場合はチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 茨城県の「いばらき食べきり協力店」登録制度及び県内市町村の同様の制度についても登録も希望し、当該県・市町村の担当部署への情報提供に同意します。
--



（※宣言方法を自社ホームページ等へのリンクとする場合及び取組内容を電子申請・届出システムで直接入力する場合は作成不要）

# いばらきフードロス削減取組宣言

## ■取組内容

※宣言する「取組」をチェックしてください。（複数選択可）

※裏面の「具体的な取組」メニュー一覧から選択することもできます。

- 1 フードロス削減の重要性を再確認し、取組の輪を拡げていきます。
- 2 社内（事業所内）のフードロスの実態把握に取り組みます。
- 3 需要に見合った原材料調達、商品製造、商品販売の改善に努めます。
- 4 食品の売れ残り削減に取り組みます。
- 5 食べ残しの削減に取り組みます。
- 6 規格外食材を活用します。
- 7 未利用食品の有効利用を図ります。
- 8 食品廃棄物のリサイクルに努めます。
- 9 消費者への情報提供・啓発に取り組みます。
- 10 従業員と一体になってフードロス削減に取り組みます。
- 11 フードロス削減に向け、具体的目標を掲げて取り組みます。
- 12 自治体や地域と連携した取組に積極的に参加します。
- 13 1～12や裏面に記載がない取組や、表現を変えたい場合はこちらに記載してください。

## ■宣言日

（ 年 月 日 ）

## ■事業者等名称

（ ）

## ■代表者職・氏名（※宣言書に掲載を希望する場合に記載してください）

（ ）

いばらきフードロス削減取組メニュー

様式第1号及び様式第2号別紙2 裏面

宣言する取組を選び、太枠内に✓を付けて申請書に添付することができます。

大区分	中区分=取組の基本的な方針	小区分=具体的な取組	製造	卸売	小売	宿泊	飲食	団体	
共通	1 フードロス削減の重要性を再確認し、取組の輪を広げます。	1 団体内や業界内において、フードロス削減に関する情報の共有や取組促進の働きかけ	○	○	○	○	○	○	
		2 団体内や業種内の事業者による共通の取組や、フードロス削減に関するイベントやキャンペーンの合同実施	○	○	○	○	○	○	
		3 団体内や業種内にフードロス削減に向けた推進組織を設置	○	○	○	○	○	○	
	2 社内（事業所内）のフードロスの実態把握に取り組みます。	4 フードロス発生量の定期的・継続的な把握	☆	☆	☆	☆	☆		
発生抑制	3 需要に見合った原材料調達、商品製造、商品販売の改善に努めます。	5 需要予測に基づき、無駄なく発注（調達）、製造、販売（A I、天候情報の活用等）	☆	○	○	○	○	○	
		6 食材や商品を長持ちさせる保存時の工夫（冷凍、真空保存等）	○	☆	○	○	○	○	
		7 回転の悪い商品の取扱い廃止検討、顧客へ他商品を提案		☆					
		8 歩留まり（原材料に対して得られる製品生産数の割合）の改善	◎	○	○	○	○	○	
		9 無駄のない食材の確保（調理済、冷凍、常温保存で賞味期限が長い、個包装などの食品の製造・販売・利用）	○	○	○	○	○	○	
		10 顧客の希望に応じた量の調整（小容量商品の製造・販売）	○	○	○	○	○	○	
		11 食材や商品の保管や搬送時の包装や商品の汚・破損の削減	○	○	○	○	○	○	
		12 食材や商品の保管状況の改善、容器の改良	○	○	○	○	○	○	
		13 顧客情報のデータベース化と分析	○	○	○	○	○	○	
		14 納品期限の緩和(3分の1ルール等商習慣の見直し)、返品削減	○	○	○	○	○	○	
		15 季節商品（恵方巻など）の予約販売	○	○	○	○	○	○	
		16 賞味期限・消費期限の見直し（包材の変更、製造過程の衛生管理レベルの向上等）、大括り化（年月表示化、日まとめ表示化）	○	○	○	○	○	○	
		4 食品の売れ残り削減に取り組みます。	17 賞味期限・消費期限が近い食品の値引き、ポイント付与等	○	○	◎	○	○	○
			18 定期的な賞味期限・消費期限の確認	○	○	○	○	○	○
			19 賞味期限・消費期限が近い、規格外、天候被害などの食品を集めた専用コーナーの設置			○			
			20 賞味期限・消費期限が近い食品を扱うショッピングサイトやマッチングアプリ、マッチング窓口等の活用	○	○	○	○	○	○
5 食べ残しの削減に取り組みます。	21 少量メニュー、少量販売の導入（小盛、-halfサイズ、メニューに量や何人前か記載等）（少量パック、ばら売り、量り売り）			☆	☆	☆			
	22 食べ残り削減に向けたメニューの開発			○	○	○			
	23 客層に応じたメニューの提案				○	○			
	24 宴会等の大量の食事を準備する際には、食べ残さないよう主催者や幹事と食事量やメニューを相談				○	○			
	25 苦手な食べ物、アレルギーを事前確認して食材を変更				○	○			
有効活用	6 規格外食材を活用します。	26 規格外の茨城県産の農林水産物を食材として利用又は販売	☆	○	☆	○	○		
		27 フードバンクや子ども食堂等への売れ残り・規格外等の食品の寄贈（有効利用）	○	○	○	○	○		
		28 賞味期限・消費期限が近い、規格外、端材、副産物、天候被害などの未利用の食品を別の商品に加工して販売（アップサイクル）	○	○	○	○	○		
	29 災害備蓄食品の利用、リメイク、寄付など				○	○			
8 食品廃棄物のリサイクルに努めます。	30 フードロス削減の活動を行った上で発生する食品廃棄物の飼料化、肥料化、燃料化（熱回収）等の推進	◎	○	○	○	○			
啓発	9 消費者への情報提供・啓発に取り組みます。	31 自らの取組を積極的に広報（ホームページに掲載等）	☆	☆	☆	☆	☆	○	
		32 てまえどりをPOP、シール等で消費者に呼びかけ			☆				
		33 食べきり呼びかけ（30・10（サマルイザル）運動等）				☆	☆		
		34 食べ残した料理（食品）の持ち帰りの希望（消費者の自己責任）に対応（持ち帰り容器の準備、顧客への注意説明）				☆	☆		
		35 フードロス削減を啓発するPOP、ポスター、チラシ、ネット掲載など	○	○	○	○	○	○	
		36 適量注文の呼びかけ				○	○		
		37 特典付与（食べきった顧客に次回割引券、ドリンク券、粗品等を付与）				○	○		
		38 保存や調理の工夫を紹介（保存容器や食材の使いきりメニュー等）	○	○	○	○	○	○	
		39 賞味期限・消費期限が近い、規格外、天候被害などの茨城県産の農林水産物の利用の呼びかけ	○	○	○	○	○	○	
		40 食品表示に係る正しい理解の促進	○	○	○				
		41 農作物の収穫体験や出張講座等による食育				○	○		
社内体制	10 従業員と一体になってフードロス削減に取り組みます。	42 フードロス削減についての従業員教育	○	○	○	○	◎		
		43 社内でのフードロス削減に向けた取組項目の設定（フードロスになりそうな食品の社内販売、賄い提供等）	○	○	○	○	○		
		44 社員食堂の提供方法見直し	○	○	○	○	○		
		45 従業員によるフードドライブの実施（フードバンク等へ食品の寄贈）	○	○	○	○	○		
11 フードロス削減に向け、具体的な目標を掲げて取り組みます。	46 フードロス削減を担当する社内組織の設置	○	○	○	○	○			
	47 〈例〉○年度までに自社から発生するフードロスを○トンまで削減（○年時点○トン）	○	○	○	○	○			
	48 協力企業と連携した、食品資源循環モデル（リサイクルループ）の構築	○	○	○	○	○			
	49 フードバンク等へのスタッフ派遣や食品運搬等の協力	○	○	○	○	○			
	50 食品ロス削減月間に取組を強化（イベント、キャンペーンの実施等）	○	○	○	○	○			
連携・協力	12 自治体や地域と連携した取組に積極的に参加します。	51 広報啓発（てまえどり等）					○	○	
		52 制度等への登録（食べきり協力店登録等）			○	○	○	○	
					○	○	○	○	
○業態ごとの具体的な取組の数			36	36	43	44	45	9	
◎特に成果に繋がる取組の数			2	0	1	0	1	0	
☆取り組んで欲しい取組の数			4	4	5	5	5	0	

## いばらきフードロス削減取組宣言登録変更届

茨城県知事 殿

申請者 事業者等名称

代表者名

いばらきフードロス削減取組宣言制度実施要項第6条に基づき、次のとおり登録内容の変更を届出ます。

届出日 年 月 日

変更があった事項		変更の内容
事業者等の情報	名称	
	所在地	
	事業者等区分	
	ホームページアドレス	
	事業所数	
宣言方法	(宣言書形式の場合) 宣言内容	別途添付
	(自社HPリンクの場合) 該当ページアドレス	
ステッカーの受領希望		<input type="checkbox"/> 有 (希望:                      枚) <input type="checkbox"/> 無
確認事項 (「いばらき食べきり協力店」等への登録希望・情報提供)		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※変更がある事項のみ記入してください。

### ＜担当者連絡先＞

担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E-mail	

## いばらきフードロス削減取組宣言登録解消届

年 月 日

茨城県知事 殿

事業者等名称

代 表 者 名

いばらきフードロス削減取組宣言制度実施要領第7条の規定に基づき、宣言登録の解消を申請します。

### 解消の理由

--

※差し支えのない範囲でご記入ください。

### <担当者連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E-mail	